

平成28年度  
千葉県当初予算編成に関する要望書

千葉県市長会

# 目 次

## 【重点要望事項】

- 保健福祉行政の充実強化について 5
  - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について 5
  - 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について 6
  - 3 国民健康保険運営の都道府県化への対応について 7

## 【要望事項】

- 地方行財政の充実強化について 8
  - 1 税務証明書の交付について 8
  - 2 県主導による基幹系業務システムの自治体クラウド導入検討について 8
- 総合行政の充実強化について 9
  - 1 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて 9
  - 2 地方版総合戦略策定に向けた意識の醸成について 9
  - 3 東京臨海高速鉄道りんかい線とJR京葉線の相互乗り入れの実現について 10
  - 4 ホームドアの整備促進について 10
  - 5 県職員保健師の市町村派遣について 10
  - 6 旅券事務の市町村再委託について 11
- 防災・危機管理行政の充実強化について 12
  - 1 帰宅困難者対策について 12
  - 2 自転車利用者の賠償責任保険の加入義務化に向けた法整備について 12
- 保健福祉行政の充実強化について 13
  - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について 13
  - 2 医療費助成における助成方法の変更について 13
  - 3 国民健康保険運営の都道府県化への対応について 14
  - 4 重症心身障害児（者）施設整備について 14
  - 5 子育て支援の充実について 14
  - 6 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について 15
  - 7 不妊治療における保険診療適応の拡大と治療費助成の拡充について 15
  - 8 地域生活支援事業補助金について 16
  - 9 介護予防・日常支援総合事業について 16
  - 10 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害者への支援について 16
  - 11 生活保護現業員数の配置基準引き下げについて 17

■ 環境生活行政の充実強化について	18
1 住宅用省エネルギー設備設置費補助について	18
2 有害鳥獣の捕獲及び処理について	18
3 海岸漂着物対策の拡充について	18
4 改良土・再生土による埋立造成行為の規制及び指導強化について	18
5 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理に係る施策について	19
6 合併処理浄化槽設置事業に対する補助制度の充実について	19
7 産業廃棄物の不適切処理に対する取締りの一層の強化及び原状回復について	19
■ 商工労働行政の充実強化について	21
1 観光地を結ぶ高速バスルートの実証実験について	21
2 久留里線沿線の活性化と地域資源の活用について	21
■ 農林水産行政の充実強化について	22
(農 林)	
1 有害鳥獣被害防止対策の拡充について	22
2 農業農村整備事業の予算確保について	22
(水 産)	
3 銚子漁港の浚渫工事について	23
4 水産物の漁獲量激減への対策について	23
■ 県土整備行政の充実強化について	24
(道路・橋梁)	
1 広域幹線道路(国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業)の整備促進について	24
2 主要な国県道の拡幅整備及びバイパスの早期事業化促進について	24
3 北千葉道路の早期完成について	25
4 松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線(紙敷・河原塚区間)の事業について	25
5 東武野田線連続立体交差事業の推進について	25
6 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路(長生グリーンライン)の整備促進について	26
7 成田国際空港のアクセス整備促進について	26
8 主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について	26
9 主要地方道銚子海上線(清滝バイパス)整備事業の促進について	27

10	主要地方道及び一般県道の整備促進について	27
11	狹隘国県道の道路改良について	27
12	(仮称)三郷流山橋の早期完成と環境対策について	28
13	手賀沼・手賀川の周回路となる自転車歩行者道や橋りょうなどの整備について	28
14	国県道の整備促進について	28
15	鎌ヶ谷都市計画道路3・4・5号船橋我孫子バイパス線の早期整備について	29
16	国道464号栗野バイパス線の整備促進について	29
17	道路整備事業の促進について	29
18	アクアライン着岸地周辺の道路網及びかずさインターチェンジの整備について	29
19	千葉・竜ヶ崎線((仮称)コスモス通り)の早期完成について	30
20	県道成田両国線バイパスの早期整備について	30
21	県事業の整備推進と市町村事業の支援について	30
22	一般県道太東停車場線(229号)の交通安全対策について	30
23	国道465号、深堀バイパス、苅谷新田野バイパスの早期完成について	31

#### (河川・港湾)

24	海岸保全施設の早期整備について	32
25	館山湾における港湾事業の促進について	32
26	二級河川(一宮川・赤目川・阿久川)整備事業の早期実施・完成について	32
27	印旛沼の総合的な対策について	33
28	菊田川悪臭対策について	33
29	印旛放水路(花見川)改修の早期完成について	33
30	河川・海岸の整備について	33
31	二級河川平久里川水系の治水対策について	34
32	白里海岸の侵食対策の促進について	34

#### (都市基盤)

33	江戸川第一終末処理場の早期完成について	35
34	千葉県立館山運動公園へのLED夜間照明の設置と駐車場・遊具施設等の充実について	35
35	下水道被害への対応について	35
36	野田・関宿合併に係る県事業の早期実現について	36
37	運動公園周辺地区における更なる事業推進について	36
38	県立市野谷の森公園の整備について	36
39	県立八千代広域公園事業(村上側)の早期完成について	37

40	新京成線連続立体交差事業の推進について	37
■	教育行政の充実強化について	38
1	小中学校の統合により新たに生じた経費等への補助について	38
2	スクールカウンセラーの派遣の充実について	38
3	インクルーシブ教育システム構築のための財政措置について	38
■	警察行政の充実強化について	40
1	警察官の増員について	40
2	幹部交番の警察署への昇格及び警察体制の強化について	40
3	警察所管施設の適正管理について	41

## 【重点要望事項】

# 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

県の制度では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生までに拡大したが、市町村によっては、通院も高校3年生までを対象に助成しているところがあるなど、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。
- (3) 所得制限限度額を撤廃すること。
- (4) 最終的には、全国一律の制度として医療費を無料化するなど、国の責任において実施するよう引き続き国に働きかけること。
- (5) 自己負担分を引き下げること。
- (6) 地方単独による医療費負担軽減措置に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止を国に働きかけること。

## 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について

本県の医師・看護師不足は深刻な状況となっており、慢性的な医師及び看護師不足から病床の閉鎖、或いは救急医療体制が維持できなくなるなどのほか、日常の医療提供の対応までも支障が生じており、地域住民に大きな不安を与えている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

(1) 医師・看護師不足の解消に向け、医師確保プログラムの更なる継続及び派遣対象医師の増員に取り組むとともに、県のリーダーシップにより有効な対策を講じること、並びに医師及び看護師確保対策に対し財政支援を行うこと。

(2) 県周産期医療体制整備計画において、二次保健医療圏ごとの地域周産期母子医療センターの整備が示されているが、県内の保健医療圏で2番目に人口が多い東葛北部保健医療圏には設置されていない状況である。

については、平成28年度当初からの国保松戸市立病院に対する地域周産期母子医療センターの認定及び、運営費に係る補助金の採択を含め、総合型又は地域型の周産期母子医療センターを早急に設置すること。

(3) 市原保健医療圏内において、初期医療から三次救急までの医療サービスを受けることは、市民の長年の願いであり、大規模なコンビナートを抱えている市原市にとって必要不可欠である。

については、市原保健医療圏の救命救急センターの設置に向け、候補となりうる病院と設置に向けた協議・検討等、積極的な取組を行うこと。

(4) 成田赤十字病院や県立佐原病院等の公的病院は、地域における医療体制確保の上で、極めて重要な役割を担っている。

については、施設及び医療設備等の整備に対する県の助成措置の拡充を図ること。

(5) 新しい医育大学を県内に創ること。併せて、国に対し、医師の都市部の偏存や診療科の偏存対策、医育大学の増設等を早急に進めることを働きかけること。

(6) 国家戦略特区における規制緩和などにより、医学部の新設が認められた場合には、校舎建設費の補助など医学部新設に係る支援を検討すること。

### 3 国民健康保険運営の都道府県化への対応について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から国民健康保険運営が都道府県に移行し、市町村とともに運営を行う予定となっている。

しかし、県内市町村の国民健康保険運営を見ると、保険料率を始めとして様々な制度的な違いがある。

については、スムーズな制度移行を実現するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村の業務に混乱が生じないように準備期間を確保し、具体的な事務の取り扱い、中長期的な運営方針等を早期に示すこと。
- (2) 標準保険税率等の設定については、所得水準を参考にすることが予測され、所得水準の高い市では、被保険者の急激な負担増が想定される。

については、被保険者の急激な負担増を緩和すること。

## 【要望事項】

# 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 税務証明書の交付について

平成26年度から、4月～6月にかけて「特定疾患医療受給者証」「高等学校等就学支援金」に係る税務証明書の交付について多くの申請がある。各施策が住民税の課税額等が判断資料となることは理解できるが、申請があまりにも集中して多い状況に加え、住民税の当初賦課前後ということもあり、1～2名の臨時職員を雇用し対応しなければならない状況になっている。

ついては、給与のみの所得者は住民税税額決定通知書等で、自営業者等は納税通知書等で対応するなど、又は各施策の申請時期をずらす等、事務改善を図ること。

## 2 県主導による基幹系業務システムの自治体クラウド導入検討について

自治体の住民記録、税及び福祉等の業務を行う基幹系業務システムは、自治体毎の運用に合わせカスタマイズされていることが多い。度重なる法・制度改正に対応するためには、多額のシステム改修費用が必要となり、システム運用経費の増大が大きな負担となっている。

基幹系業務システムのリプレイスにあたっては、システム運用経費の削減、業務の効率化・標準化、災害時等のデータ保全及びセキュリティの向上といった面から、クラウドシステムの導入を検討すべきである。

また、複数の自治体で共同利用する自治体クラウドの導入についても、積極的に推進すべきである。

ついては、基幹系業務システムの県内自治体共同による自治体クラウド導入に関し、県主導による検討と推進を図ること。

# 総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会への取組に向けて、次の事項について鋭意推進を図ること。

(1) 本大会の県内での共同開催に向けた準備や機運の醸成を官民一体で取り組んでいくため、国、東京都、組織委員会、千葉県等の取組や大会関連情報を積極的に県内市町村へ周知すること。

また、1964年の東京オリンピックで実施された、県内での聖火リレーを2020年大会でも実施されるよう県として関係機関に働きかけること。

(2) 館山市における「トライアスロン」・「オープンウォータースイミング」・「ロードレース（自転車競技）」の3競技にしばった南房総地域での実績や注目度に着目し、本大会の事前キャンプ等の誘致の情報提供や橋渡しを積極的に図ること。

(3) 本大会は、全世界に白熱した競技を届けるばかりでなく、東日本大震災からの復興を世界の方々にアピールする良い機会と捉え、津波被害が大きかった岩手、宮城、福島沿岸部から茨城、そして千葉県の旭市、千葉市などを經由して東京へ聖火リレーが縦断するコースとして検討されていると聞いている。

については、県内の被災地の復興を後押しするためにも、液状化現象により被災した内陸部を含むすべての被災地をリレーするルートの設定について、県として関係機関に積極的に働きかけること。

## 2 地方版総合戦略策定に向けた意識の醸成について

総合戦略の策定にあたっては、国の支援がなくても地方公共団体・民間事業者・個人が自立して事業を行うことができる状態を目指さなければならないことになっているが、この総合戦略を今までと同じ、「行政の計画」として見ていては、行政依存、補助金依存の体質から抜け出すことができず、同じことの繰り返しになってしまう。

この壁を越え、地域全体で取組を展開していくためには、人口減少からくる諸問題を地域が自分達自身の問題として捉え、主体的に関わっていくという意識の醸成が必要になるが、市がアナウンスするだけでは、行政が問題を地域に押し付けてい

るだけだととられ、逆効果になってしまう恐れがある。

については、県からも積極的なアナウンスをして、地方創生の考え方を浸透させること。

### 3 東京臨海高速鉄道りんかい線とJR京葉線の相互乗り入れの実現について

かねてより要望している東京臨海高速鉄道りんかい線とJR京葉線の相互乗り入れについては、未だ着手に至っていない。

相互乗り入れが実現すると、千葉から東京の副都心を経由し、埼玉方面へ乗り換えなしで移動可能となるため、湾岸エリアの鉄道利用者の利便性が大きく向上する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの競技会場が都内を中心に千葉市を含む東京ベイゾーンに集中していることから、関係者・観客等の利便性の向上や道路交通渋滞の緩和にも寄与することになる。

については、県においても引き続き国及び関係各社に働きかけを行うとともに、関係市と連携を図りながら、相互乗り入れの早期実現に向けた取組を積極的に推進すること。

### 4 ホームドアの整備促進について

四街道市内には県内唯一の県立千葉盲学校、視覚障害者総合支援センターちば（点字図書館）があり、最寄り駅であるJR四街道駅は視覚障害者の利用が多い状況であり、転落を防止するための整備として、ホームドアの優先的な整備が望まれる。

については、視覚障害者等の安全で自立した日常生活や社会生活を確保するため、視覚障害者の利用の多い駅へのホームドアの整備促進について、事業者に対して働きかけること。

また、ホームドアの整備促進のため、設置費用の助成制度拡充を図るほか、車両扉位置の相違等の技術的な課題に対応できる新型のホームドアの開発支援などに積極的に取り組むよう、国に対して引き続き働きかけること。

### 5 県職員保健師の市町村派遣について

健康増進法の規定に基づき定められた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」により、各市町村は「健康増進計画」を定め、都道府県や保健所と連携しつつ健康増進施策を推進している。

しかしながら、市民、地域の組織及び関係機関との協働による健康づくりを担う保健師等医療技術職については、全体的な有資格者不足から希望者が減少し、各市

町村が定める定員適正化・採用計画に支障を来している。

については、事務処理の効率化、合理化等を促進し、県との行政運営を円滑にすることを目的とする「市町村等に対する県職員派遣要綱」の職種に保健師を新設し、希望する市町村へ派遣すること。

## 6 旅券事務の市町村再委託について

一般旅券発給事務の市町村への権限移譲を実施する場合は、初期経費及び運営経費について相応の交付金等を交付し経費についての市町村負担を軽減すること。

# 防災・危機管理行政の充実強化について

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 帰宅困難者対策について

帰宅困難者は市域を越えた広域的な問題であり、その対策には県及び近隣市との連携が不可欠である。

中でも一時滞在施設の確保は重要な課題であり、民間施設については市町村が協定を締結した上で指定を行っている。

現在市で指定している一時滞在施設の数では、予想される帰宅困難者全てを受け入れるには不十分であり、より多くの一時滞在施設を確保することが喫緊の課題となっている。

については、民間施設を含めた一時滞在施設の指定、物資の備蓄など、県主導で帰宅困難者対策を進めること。

## 2 自転車利用者の賠償責任保険の加入義務化に向けた法整備について

自転車運転者が事故を引き起こした場合、加害者が被害者に多額の損害賠償金を支払う事例が相次いでいる。

特に加害者が未成年者の場合は、監督義務者である保護者に多額の損害賠償金の支払いが命ぜられている状況である。

加害者本人の将来やその家族の生活に影響を及ぼすことはもちろん、被害者も十分な救済を受けることができないことが懸念される。

このような事態を回避するためには、自転車保険への加入が有効な手段であると考えられる。

については、全ての自転車利用者の賠償責任保険の加入義務化に向けた法整備を県として国へ働きかけること。

# 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度については、国の法的措置が無く、各都道府県の制度の下で実施している。

県の制度では、通院については小学3年生までを助成対象とし、平成24年12月からは入院費の助成対象を中学3年生までに拡大したが、市町村によっては、通院も高校3年生までを対象に助成しているところがあるなど、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援については、本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 通院・調剤についても、助成対象を中学3年生まで拡大すること。
- (2) 現行の補助率2分の1を3分の2に引き上げること。
- (3) 所得制限限度額を撤廃すること。
- (4) 最終的には、全国一律の制度として医療費を無料化するなど、国の責任において実施するよう引き続き国に働きかけること。
- (5) 自己負担分を引き下げること。
- (6) 地方単独による医療費負担軽減措置に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止を国に働きかけること。

## 2 医療費助成における助成方法の変更について

市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、母子家庭等医療費助成制度〔ひとり親家庭等医療費助成事業〕の助成方法を現物給付に改めること。

### 3 国民健康保険運営の都道府県化への対応について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から国民健康保険運営が都道府県に移行し、市町村とともに運営を行う予定となっている。

しかし、県内市町村の国民健康保険運営を見ると、保険料率を始めとして様々な制度的な違いがある。

については、スムーズな制度移行を実現するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村の業務に混乱が生じないように準備期間を確保し、具体的な事務の取り扱い、中長期的な運営方針等を早期に示すこと。
- (2) 標準保険税率等の設定については、所得水準を参考にすることが予測され、所得水準の高い市では、被保険者の急激な負担増が想定される。

については、被保険者の急激な負担増を緩和すること。

### 4 重症心身障害児（者）施設整備について

千葉県には、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の入所施設が6か所しかなく、全国的にも人口当たりのベッド数は最低の部類となっている。入所待ちの重症心身障害児（者）が多数いるため、新たな入所は困難な状況であり、平成26年度に新たな入所施設「光陽園」が開所したものの、入所待ちの状況は解消されていない。

葛南地域（船橋市、習志野市、八千代市、市川市、浦安市）には入所施設は1か所もなく、県内の入所定員500人のうち、葛南地域5市の入所人数が60人以上、うち半数以上が船橋市の援護者となっている。

また、在宅で生活している重症心身障害児（者）が利用できる短期入所が葛南地域にないうえに、短期入所定員も限られていることから、家族の介護負担も大変大きくなっており、家族の負担を解消するとともに、重症心身障害児（者）が地域において安心して生活できるようにするためには、葛南地域に新たな重症心身障害児（者）施設が必要である。

については、広域的に利用される施設であることから、県主導で整備すること。

### 5 子育て支援の充実について

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育料の多子軽減措置について自治体間に格差が生じている。

については、国が定めた対象年齢を拡大し、第3子以降の保育料無償化に係る負担についての財政支援を含む総合的な支援を行うこと。

また、保育士等職員に対する人件費等補助の拡大及び財政措置を拡充すること。

## 6 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について

本県の医師・看護師不足は深刻な状況となっており、慢性的な医師及び看護師不足から病床の閉鎖、或いは救急医療体制が維持できなくなるなどのほか、日常の医療提供の対応までも支障が生じており、地域住民に大きな不安を与えている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

(1) 医師・看護師不足の解消に向け、医師確保プログラムの更なる継続及び派遣対象医師の増員に取り組むとともに、県のリーダーシップにより有効な対策を講じること、並びに医師及び看護師確保対策に対し財政支援を行うこと。

(2) 県周産期医療体制整備計画において、二次保健医療圏ごとの地域周産期母子医療センターの整備が示されているが、県内の保健医療圏で2番目に人口が多い東葛北部保健医療圏には設置されていない状況である。

については、平成28年度当初からの国保松戸市立病院に対する地域周産期母子医療センターの認定及び、運営費に係る補助金の採択を含め、総合型又は地域型の周産期母子医療センターを早急に設置すること。

(3) 市原保健医療圏内において、初期医療から三次救急までの医療サービスを受けることは、市民の長年の願いであり、大規模なコンビナートを抱えている市原市にとって必要不可欠である。

については、市原保健医療圏の救命救急センターの設置に向け、候補となりうる病院と設置に向けた協議・検討等、積極的な取組を行うこと。

(4) 成田赤十字病院や県立佐原病院等の公的病院は、地域における医療体制確保の上で、極めて重要な役割を担っている。

については、施設及び医療設備等の整備に対する県の助成措置の拡充を図ること。

(5) 新しい医育大学を県内に創ること。併せて、国に対し、医師の都市部の偏存や診療科の偏存対策、医育大学の増設等を早急に進めることを働きかけること。

(6) 国家戦略特区における規制緩和などにより、医学部の新設が認められた場合には、校舎建設費の補助など医学部新設に係る支援を検討すること。

## 7 不妊治療における保険診療適応の拡大と治療費助成の拡充について

不妊患者を対象とした不妊治療における保険診療適応の拡大と、治療費助成の範囲拡充を図ること。

## 8 地域生活支援事業補助金について

平成26年度の国庫補助金の当初内示額は、県内市町村で補助割合が（対象経費の2分の1に占める割合に対して）37.2パーセントの市町村もあれば、89.4パーセントの補助の市町村もあり補助率の差が非常に大きいのが現状である。（県補助は、国庫補助の2分の1）

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村間の補助率格差の解消と補助額を決定する際に必須事業だけではなく任意事業の実績についても考慮すること。
- (2) 対象経費の2分の1の補助が確実に行われること及び地域活動支援センターの基礎的事業分を明確な補助対象事業にするよう国に対して働きかけること。

## 9 介護予防・日常支援総合事業について

ボランティア等の生活支援の担い手「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、県においても、当該研修や人材育成を実施し、実情に応じた市町村の取り組みを支援していただいているところである。しかしながら、サービスの担い手であるNPOやボランティア団体においては、介護予防・日常支援総合事業に対する理解が市町村の協議等だけでは、理解が薄いように感じている。

については、サービスの担い手であるNPOやボランティアなど多様な主体への呼びかけ等を県からも働きかけること。

また、予算について、全国一律から脱却し、地域特性に応じた在宅医療・介護連携の充実など多様化するサービスに対し、財政上厳しい状況にある市町村との格差を危惧せざるを得ないため、財政的援助を行うこと。

## 10 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害者への支援について

積極的勧奨の差し控えから2年が経過したが、健康被害が疑われる症状と接種との因果関係は未だに明らかにされておらず、被害者の救済は一向に進んでいない。県内でもワクチン接種後に健康被害を生じている事例があると思われ、被害者救済に地域格差が生じないよう県域での幅広い対応が必要である。当該接種は平成22年11月から国の緊急促進事業として実施されたものであり、本来は定期接種以前の被害者を含め国が責任をもって補償することが必要と考える。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県内での健康被害状況を把握すること。
- (2) 国に対し、健康被害についての迅速な原因究明を働きかけること。

(3) 国に対し、健康被害者に対しての医療支援制度を設けるよう働きかけること。

## 11 生活保護現業員数の配置基準引き下げについて

生活保護業務にあたるケースワーカー（現業員）の数は、社会福祉法第16条により、生活保護受給世帯はケースワーカー1人当たり「市部で80世帯」・「郡部で65世帯」を受け持つことを標準的なケースワーカー数としているところである。

しかしながら、生活保護不正受給対策や他法他施策の活用の模索など、生活保護受給世帯に対する業務が多様化する中で、生活保護業務の基本となる訪問調査活動に充てられる時間が少なくなっているのが現状である。

については、社会福祉法に定められている、「標準的なケースワーカー数」の基準定数の引き下げを国に対して積極的に働きかけること。

# 環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 住宅用省エネルギー設備設置費補助について

- (1) 住宅用省エネルギー設備設置費に関する補助金を平成28年度以降も実施すること。
- (2) 住宅用地中熱利用システム設置費に関する補助金を創設すること。

## 2 有害鳥獣の捕獲及び処理について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるイノシシ・ニホンジカについては、国・県による捕獲事業が可能となった。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) イノシシ・ニホンジカの生息区域は市域を越えて広域性があるため、県が更なる捕獲事業の展開に取り組むこと。
- (2) 埋設処理を原則としている有害鳥獣として捕獲した個体の処理については、焼却処理を含めた広域処理について検討すること。

## 3 海岸漂着物対策の拡充について

鴨川市を始めとする海岸線を有する各自治体では、台風などの風水害時に、海岸に大量発生する漂着物の対応に苦慮しているところである。

平成23年2月策定の「千葉県海岸漂着物対策地域計画」では、鴨川市の鴨川漁港から広場東海岸までの約5千メートルが重点区域に選定され、現在、当該区域の海岸漂着物の処理について対応されているところである。

しかしながら、重点区域外においては、今なお、対策が困難となっている。

については、海岸漂着物の除去及び処分について、人員派遣の配慮及び処理費用にかかる支援体制の整備を図ること。

## 4 改良土・再生土による埋立造成行為の規制及び指導強化について

土地の埋立造成行為については、宅地造成規制法による規制があるほか、調整区域等については土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する

条例（いわゆる残土条例）や森林法、農地法等で規制されているが、太陽光発電事業等を理由とした埋立造成行為については、改良土・再生土が使用されても残土条例の適用を受けないことから、十分な指導や安全性の確認に結びついていないのが実情である。

については、土壌の汚染及び災害の発生防止のため、改良土・再生土による埋立造成行為について確認する必要があることから、関連法令等の整備、残土条例の改正により規制対象とし、確認ができるシステムの構築を行い、指導の強化に当たること。

## 5 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理に係る施策について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が今なお市民に不安を与え続けている。

については、市民の安全と安心を確実なものとするため、次の事項について、県のリーダーシップにより、国等関係機関に働きかけていくこと。

- (1) 除染等の措置に伴い発生した除去土壌について、処分の基準を早急に策定、公表すると共に、処分に係る費用については、国が全額を負担すること。
- (2) 「子ども・被災者支援法」に基づく各種支援施策については、「支援対象地域」以外の地域においても、環境汚染の実態及び住民の不安に照らして広く適用されるものとする。

## 6 合併処理浄化槽設置事業に対する補助制度の充実について

環境問題に関する住民意識は年々高まっており、水質浄化についても課題の一つとなっている。

公共下水道では、人口密度の低い郊外や農村地帯など全地域を整備することは、財政面や効率性を考えると非常に困難である。

公共下水道整備が困難な地域では、合併処理浄化槽は極めて有効な手段であり、また、コスト的に優れているため、公共水域の環境を守る大きな柱の一つとなっている。

については、環境対策として水質浄化がより一層推進されるよう、浄化槽設置促進を図るための予算の確保及び、県の補助基本額や補助率の引き上げなど、市町村の実情に即した財政措置を講じること。

## 7 産業廃棄物の不適切処理に対する取締りの一層の強化及び原状回復について

県においては、産業廃棄物に対する監視指導體制の強化が図られているところで

あるが、廃棄物の不適正処理の事案はゲリラ的に発生することが多く、悪質化、巧妙化する傾向にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 不適正処理対策を徹底するため、指導監督、取り締まり体制の強化・充実を図ること。
- (2) 周辺地域で生活に支障を及ぼしている不適正処理された産業廃棄物の早期撤去の推進を図ること。
- (3) 産業廃棄物等の不適正処理（不法投棄）行為のあった場所の土地所有者（管理者）が千葉県である場合は、調査のみならず、早期回収・処分等を行うこと。

# 商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 観光地を結ぶ高速バスルートの実証実験について

千葉県の魅力を大勢の人に知ってもらい地域活性化につなげようと、成田空港と館山市、鴨川市、銚子市を結ぶ無料高速バスの実証実験が8月17日から9月30日の間行われた。

今後は、この利用実績や利用者アンケート等のデータを活用し、民間事業者の新規高速バス路線就航へとつながるよう取り組むものとしている。

については、より多くの市町村の可能性を探るべく、実証運行を継続すること。

## 2 久留里線沿線の活性化と地域資源の活用について

- (1) 久留里線の利用促進に向けた沿線地域における様々な取り組みやイベント実施の際には、多くの方々に興味・関心を持っていただくためにテレビ放映など情報発信の面から支援・協力すること。
- (2) 県では、伝統的工芸品を地場産業としての育成を図るため、伝統的工芸品の県指定制度のほか、後継者養成事業や伝統工芸品展を国内で開催されているが、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、国内のみならず海外における新たな需要の開拓に向け、伝統工芸品の積極的なPRについても協力すること。

# 農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## (農 林)

### 1 有害鳥獣被害防止対策の拡充について

県中南部地域においては、野生鳥獣による農作物等への被害が年々拡大しており、市域を超えた対応が必要となっているが、十分な対応がとれていない。

こうした中、県においては、捕獲業務や防護柵等への補助金などの支援をしているところであるが、野生鳥獣による農作物等への被害は依然として深刻な状況にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県において広域的な対応が必要とされるため、より一層の支援を行うこと。
- (2) 有害獣被害防止対策事業について、農業者の実情に合わせた支援ができるよう、当該事業の採択要件（受益農家戸数3戸以上）を緩和すること。
- (3) 広域での取組が重要となることから、県が事業主体となり捕獲個体の焼却施設を設置すること。

### 2 農業農村整備事業の予算確保について

農業農村整備事業の事業費については、近年、国からの補助金が要求額に対して大幅に削減されており、現在実施中の事業の進捗や、新規地区への事業推進に支障をきたしている。

このような状況が続くことは、効率的で生産性の高い農地の整備や、食料の安定供給にも影響を与え、「食料・農業・農村基本法」に掲げる、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興といった基本理念にも反する。

については、農業農村整備事業は日本の農業・農村及び食料自給を守るために必要な事業であるため、事業が円滑に進められるよう、関係団体とも連携を図りながら、計画的な事業執行に必要な予算が安定的に確保できるよう国に対して働きかけること。

## (水産)

### 3 銚子漁港の浚渫工事について

漁業経営の安定効率化を目指した国の施策により、旋網船の300トンを超える大型船への転換が進んでいる。

銚子漁港の水揚げ量の8割は廻船（地元船以外の船）によるもので、そのうち旋網船が大部分を占めているが、水深の浅い現在の銚子漁港では、大型化した旋網船の入港は困難である。

については、大型船の入港を可能にし、銚子漁港の水揚げ量を確保するため、銚子漁港地区における広範囲での浚渫工事を実施すること。

### 4 水産物の漁獲量激減への対策について

木更津市をはじめ、東京湾東部地域における水産業の主力であるアサリは、ツメタガイやヒトデによる捕食、アオサ発生による斃死等害敵となる生物が数多く存在し、また、夏季に発生する貧酸素水塊による斃死及び冬季の高波浪による資源減耗と、漁業者は資源の保全に大変苦慮しているところである。

漁獲量では、平成19年度以降のカイヤドリウミグモ発生による激減により、漁業者及び漁業協同組合の経営は、逼迫した状況である。

については、漁業経営の安定化及び水産物の安定供給を図り、もって後継者づくりに繋げるため、害敵となる生物の駆除等に対する支援の継続、貧酸素水塊対策並びに高波浪を抑制する消波対策を実施すること。

# 県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## (道路・橋梁)

### 1 広域幹線道路（国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業）の整備促進について

国道356号及び126号の整備によるアクセス向上は、地域住民の利便性・安全性確保のほか、物流面でも非常に重要である。特に、国道356号は東関東自動車道等と接続する主要な幹線道路であり、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の神崎ICから大栄JCT間が開通し東関東自動車道と接続したことで、物流面や北関東地域からの観光誘致としての位置付けが増々重要となっている。

については、香取・東総地域の活性化のためにも、国道356号銚子バイパス及び国道126号八木拡幅事業の早期完成させること。

また、国道356号銚子バイパスについては利根かもめ大橋から東庄町利根川河口堰間の事業計画が未策定であり、本路線の機能を十分に発揮させるためにも利根かもめ大橋から東庄町利根川河口堰までの区間における事業計画の早期立案を図ること。

### 2 主要な国県道の拡幅整備及びバイパスの早期事業化促進について

船橋市内の主要な国県道については、整備が遅れているため慢性的な交通渋滞を引き起こしており、さらには歩行者空間等がないことから歩行者・自転車等の通行に支障をきたしている。このため公共交通機関であるバスの利用サービスの低下、渋滞による周辺住宅地への車の流入による生活環境の悪化、また、歩行者・自転車等の事故の増大等につながっている。特に、今後更なる高齢社会の進行が見込まれる中、高齢者の歩行者事故等の増大は一層懸念される場所である。

については、船橋市内の次の主要な国県道の拡幅整備、主要交差点の改良、歩道や自転車走行空間の整備を図ること。

また、国道296号バイパス（都市計画道路3・1・3号線、都市計画道路3・1・37号線）計画の早期事業化を図ること。

- (1) 国道296号
- (2) 主要地方道船橋我孫子線
- (3) 主要地方道市川印西線

- (4) 県道夏見小室線（事業中）
- (5) 津田沼駅前原線（都市計画道路3・4・26号線）

### 3 北千葉道路の早期完成について

一般国道464号北千葉道路は、首都圏北部と成田国際空港を結ぶ新たなアクセスルートとして国際競争力の強化、国土強靱化及び地方創生を実現する基盤となる幹線道路である。

また、沿線地域における慢性的な交通混雑などの課題を解決するとともに、印旛・成田地域と東葛飾地域との交流促進、成田地域と千葉ニュータウン業務核都市の骨格的交通軸として、地域経済の好循環をもたらす、「都市再生プロジェクト」に位置付けられた、我が国にとって大変重要な道路である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 北千葉道路（印旛～成田）延長約13.5キロメートルのうち、成田空港側の県施工区間約3.7キロメートルの早期開通を図り、全線の早期整備を図ること。
- (2) 北千葉道路の西側区間（小室IC以西）について、国の直轄事業として早期整備が確実となるよう、また、千葉ニュータウン区間中、船橋市から白井市にかけて事業化されていない区間について、早急に事業化するよう国へ働きかけること。
- (3) 北千葉道路の整備を促進すること。

### 4 松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線（紙敷・河原塚区間）の事業について

松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線における、河原塚・紙敷区間の約950メートルについては、松戸市の事業として本年度より予備設計業務に着手している。

については、本都市計画道路事業に対し、県として支援すること。

### 5 東武野田線連続立体交差事業の推進について

東武野田線連続立体交差事業は清水公園駅から梅郷駅間の約2.9キロメートルの鉄道の高架化により、11箇所の踏切を除却し、踏切事故や交通渋滞解消、東西市街地の一体化を図る等、県内における将来のまちづくりに大きく役立つものである。そのため、交差する主要地方道2路線を含む都市計画道路及び駅前広場等の整備を推進している。

しかし、連続立体交差事業の昨年度末における進捗率は約12パーセントとなっ

ており、関連する区画整理や道路等の完成に影響を及ぼす事が懸念される。

また、連続立体交差事業は事業費が莫大であることから、認可期間内の平成29年度完成は困難な状況となっているが、事業の円滑な推進と早期完成のためには、集中的な投資を継続することが、必要不可欠である。

については、予算拡大と計画的かつ着実な財源の確保を図ること。

## 6 地域高規格道路茂原・一宮・大原道路(長生グリーンライン)の整備促進について

地域高規格道路茂原・一宮道路・大原道路(長生グリーンライン)は、首都圏中央連絡道と一体となり、県内各地域との交流拡大を高めるとともに、観光立県を目指す本県にとっても、首都圏から外房地域への道路ネットワーク形成を図る上で、大変重要な道路である。

については、地域高規格道路茂原・一宮・大原道路(長生グリーンライン)から創出される中房総地域への観光振興のさらなる拡大のため、事業が大幅に遅れている茂原市区間3.2キロメートルの早期の工事着手を図るとともに、全線を整備区間とし、早期完成を図ること。

## 7 成田国際空港のアクセス整備促進について

- (1) 現在整備中である北千葉道路の県施行区間、印西市若荻から成田市北須賀間及び成田市押畑から成田市大山間について、十分な予算措置と早期完成を図ること。
- (2) 国道464号全体の歩道の整備を含めた改良事業を促進すること。
- (3) 成田市押畑地先の国道408号、松崎地先の主要地方道成田安食線バイパスの拡幅整備の早期整備・事業化を図ること。
- (4) 主要地方道路成田小見川鹿島港線について、計画区間全線において4車線化を促進すること。

## 8 主要地方道佐倉印西線バイパスの整備について

主要地方道佐倉印西線バイパス(田町工区)は、佐倉市の南北を結ぶ都市計画道路寺崎・萩山線として位置づけられた重要な道路であり、このバイパス整備により市内の混雑緩和や京成電鉄軌道との安全な交差、大型貨物自動車等の通行など、市内交通の様々な課題の解消が期待され、また、国道51号や東関東自動車道水戸線から観光拠点である印旛沼などを経由し、北総地域までを南北に結ぶ広域的な幹線道路として更なる交通アクセスの改善が期待できる。

については、主要地方道佐倉印西線バイパスの早急な整備促進を図ること。

## 9 主要地方道銚子海上線（清滝バイパス）整備事業の促進について

清滝バイパス整備事業については、Ⅲ期工事として事業を継続しているが、本事業の一層の推進により、利根かもめ大橋へのアクセスの改善や成田・千葉方面への時間距離の短縮が計られ地域経済の発展が期待されている。

また、年々増大している交通量への対策として、既成市街地の交通量の緩和等地元住環境改善にも大きく貢献するものである。

については、トンネルの早期着手、バイパスの早期完成に向け本事業の促進を図ること。

## 10 主要地方道及び一般県道の整備促進について

柏市の幹線道路においては、主要交差点における交通渋滞により路線バスなど公共交通の運行に支障を来している他、渋滞を迂回する自動車の生活道路への流入により地域住民に影響が及んでおり、高齢者や児童生徒等が安全に通行できる歩行環境の創出は喫緊の課題となっている。

こうしたことから、歩行者の安全を確保するとともに交通円滑化を図るべく、柏市第四次総合計画をはじめとした各部門計画に位置付け、順次、市道の整備を進めているところである。

については、市域内県道における交差点の改良及び歩道の設置、道路ネットワークの観点から、柏都市計画道路3・2・40号十余二船戸線並びに柏都市計画道路3・3・2号箕輪青葉台線の整備促進を図ること。

## 11 狭隘国県道の道路改良について

次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線における狭隘な区間についての道路改良・整備を図ること。
- (2) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線についての歩道整備を図ること。
- (3) 国道297号の通学路となっている区間についての歩道整備を図ること。
- (4) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。

## 12 (仮称)三郷流山橋の早期完成と環境対策について

主要地方道越谷流山線バイパスについては、市内流山橋の慢性的な渋滞緩和対策としての最重要路線であることから、次の事項について措置を講じること。

- (1) 計画された事業期間の1日でも早い完成へ向けた積極的な対応を図ること。
- (2) 用地交渉にあたっては、地権者の求めに応じて積極的な対応を図ること。
- (3) 住民から要望の強い環境対策(騒音・振動等)を十分考慮した事業を図ること。
- (4) 本事業にて計画されている和田堀都市下水路の移設整備について、地元浸水対策と密接に関係することから、機能補償における特段の支援をすること。

## 13 手賀沼・手賀川の周回路となる自転車歩行者道や橋りょうなどの整備について

手賀沼・手賀川とその周辺地域の魅力をさらに向上させるため、国・県・柏市・印西市とともに「手賀沼・手賀川活用推進協議会」を平成23年11月に設立し、これまで、手賀沼・手賀川の総合的な戦略について協議を進め、今年の6月に報告書を取りまとめたところである。

今後、報告書で提案されている周辺の地域資源を活用した様々なイベントなどのソフト事業を展開していくためには、手賀沼・手賀川の周回路となる自転車歩行者道や橋りょうなどの整備が大変重要であると考えます。

については、回遊性を高めるため、手賀沼一帯を快適に周回できるよう、手賀沼公園から北柏ふるさと公園間の自転車歩行者道や柏ふるさと公園と北柏ふるさと公園を結ぶ橋りょうについて、早急に整備促進を図ること。

## 14 国県道の整備促進について

住民生活と経済活動の基盤となる道路の整備について、次のとおり措置を講じること。

- (1) 国道128号は、実入バイパスのトンネル本体工事の早期着工、待崎交差点から嶺岡トンネルまでの慢性的渋滞の解消を図ること。
- (2) 国道410号は、八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消を図ること。
- (3) 主要地方道千葉鴨川線は、国道128号から鴨川警察署前交差点までの歩道を拡幅すること。
- (4) 主要地方道鴨川保田線は、長狭高校前交差点の右折レーンの設置、主基交差点の整備促進、御園橋の架け替えを図ること。
- (5) 主要地方道市原天津小湊線は、坂本工区改良事業の平成32年までの完遂、竜ヶ尾周辺の狭隘・屈曲箇所を解消を図ること。
- (6) 主要地方道鴨川富山線は、東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消を図ること。

(7) 一般県道天津小湊田原線は、坂下バイパスの整備促進、通学児童等の交通安全対策としての歩道を設置すること。

#### 15 鎌ヶ谷都市計画道路3・4・5号船橋我孫子バイパス線の早期整備について

都市計画道路3・4・5号船橋我孫子バイパス線は、国道464号以北から栗野交差点手前までの延長約280メートルを、平成13年度より千葉県が事業主体となって事業を実施している。

しかし、当該区間は、事業着手から約13年が経過しているが、進捗率は約14パーセント（H26末）と完成の目処がたっておらず、当該道路の周辺では、新鎌ヶ谷地区の土地区画整理事業が完成し、今後、地区内外からの発生集中交通が多数見込まれるなか、これらの交通を円滑に捌く幹線道路の整備が急務となっている。

については、現在、事業化を図っている当該都市計画道路を早期に整備すること。

#### 16 国道464号栗野バイパス線の整備促進について

国道464号について、成田市から鎌ヶ谷市までの整備が進んだことにより、主要地方道船橋・我孫子線への通過交通が急増したため、鎌ヶ谷市中心市街地周辺の渋滞が慢性化し、市民生活に大きな支障が生じている。

こうした市内の交通渋滞の解消を図るため、鎌ヶ谷以西の北千葉道路（都市計画道路3・1・1号線）の延伸が事業化されるまでの間、これを補完するものとして平成12年度に国道464号栗野バイパス線整備事業を開始し、1期区間の用地買収を平成18年度より進めているが、買収単価や代替地の確保などの問題から、事業が円滑に進んでいない状況にある。

については、このような問題に柔軟に対応し、円滑かつ迅速に用地買収を完了させるとともに、当該事業の早急な整備促進を図ること。

#### 17 道路整備事業の促進について

国道465号(篠部地先)から県道大貫青堀線(下飯野地先)を結ぶ路線及び県道大貫青堀線バイパスの残事業区間の早期完成を図ること。

#### 18 アクアライン着岸地周辺の道路網及びかずさインターチェンジの整備について

東京湾アクアラインの整備効果を着岸地周辺都市に波及させ、着岸地で増加している交通量を分散し利用者にとって安全・安心な道路交通網を確保する必要がある。

また圏央道は、東京湾アクアラインと一体となって、横浜、かずさアカデミアパーク、成田、つくば学園都市など業務核都市を環状に結ぶことで、その波及効果が県内各地に及ぶことが期待されている。このようなことから関連する道路網とインターチェンジの整備を図ること。

- (1) 着岸地周辺4都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路の早期事業化、及び主要幹線道路である都市計画道路西内河根場線、都市計画道路中野畑沢線を早期に整備すること。
- (2) アカデミアパーク及びその周辺の企業進出を促進するため、最寄りとなる「(仮称)かずさインターチェンジ」の早期着工について関係機関へ強く働きかけること。

## 19 千葉・竜ヶ崎線（(仮称)コスモス通り）の早期完成について

千葉ニュータウンとつくばを結ぶ主要地方道千葉・竜ヶ崎線バイパスについては、現在、整備中であるが、早期完成を図ること。

また、国道356号から印西中学校付近までの先行整備区間の完成後、速やかに供用開始すること。

## 20 県道成田両国線バイパスの早期整備について

県道成田両国バイパスは、県道八日市場佐倉線と一般県道成田両国線（現道）との区間が未整備となっており、七栄地区の慢性的な渋滞緩和のため、早期完成を図ること。

## 21 県事業の整備推進と市町村事業の支援について

香取市新市建設計画に位置づけられている県事業の早期実現、特に圏央道を主軸に広域ネットワークを形成するうえで重要な次の事項の推進を図るとともに、市が実施する道路整備、道路老朽化対策を支援すること。

- (1) 国道356号の整備促進
- (2) 主要地方道成田小見川鹿島港線の整備
- (3) 主要地方道佐原椿海線の整備

## 22 一般県道太東停車場線(229号)の交通安全対策について

一般県道太東停車場線(229号)、いすみ市岬町和泉地先、国道128号、和泉交

差点から市立太東小学校までの歩道未設置区間に歩道を設置すること。

### 23 国道465号、深堀バイパス、苅谷新田野バイパスの早期完成について

国道465号は、緑と海に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、さらに、首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。

各所で整備は進んでいるが、いまだ未整備区間が多く存在している現状であるため、本路線のバイパス化等の整備促進を図ること。

## (河川・港湾)

### 24 海岸保全施設の早期整備について

船橋地区の海岸保全施設は、設置から40年以上が経過し老朽化が進んでいるが、これらの施設の多くが未だ耐震化されていない状況である。

今後発生が懸念されている大地震による津波、或いは近年被害が甚大化している台風に伴う高潮が発生した場合に、川への遡上や内陸部への浸水を防ぐためには、市の中心を流れる海老川の水門などの海岸保全施設が機能することが重要である。

海岸保全施設の後背地にはゼロメートル地帯を抱えており、市役所や消防署などの市の中核施設があるほか、災害時の緊急輸送路となる国道14号が通過しており、これらが浸水してしまうと、本市のみならず圏域全体の災害活動に重大な支障をきたす恐れがある。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県が行っている日の出水門から西側の海岸保全施設については一層の整備促進を図ること。
- (2) 国直轄事業の導入が検討されている東側については、早期事業化が図られるよう国に強く働きかけること。

### 25 館山湾における港湾事業の促進について

館山市は、多目的栈橋整備の推進、館山港海岸環境整備事業（ビーチ利用促進モデル事業）第二期工事区間早期着手の要望を数年間続けているところである。

多目的栈橋については、平成27・28年度に小型船舶係留施設の増設が実施されているので、継続して館山港港湾振興ビジョンに示された規模へ早期に整備拡充を図ること。

館山港海岸環境整備事業については、現在、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」での設計津波に対する海岸保全施設等の整備高の見直しが行われている。これを理由に、館山港海岸環境整備事業の着手が遅れることなく実施されること。

### 26 二級河川（一宮川・赤目川・阿久川）整備事業の早期実施・完成について

茂原市では、平成25年の台風26号の影響で市内の河川が氾濫し、平成元年、平成8年に続き三度目の水害を被った。このうち二級河川は、河川管理者である県において流域県民の安全確保に努めるべきである。

ついては、河川整備の早期実施及び完成のため、事業採択及び予算の増額を図るとともに、次の河川の整備を鋭意進めること。

- (1) 一宮川については、堆積土撤去、河道拡幅等の恒久的な対策を早期に実施す

ること。

- (2) 赤目川については、下流側から約半分までの護岸及び上流部の B 調節池が整備されているが、台風やゲリラ豪雨等により浸水被害が発生していることから、一刻も早く浸水被害を解消すること。
- (3) 阿久川については、獅子吼橋上流 1.8 キロメートルの未改修区間の用地測量及び詳細設計等が実施されているが、早期の完成を図ること。

## 27 印旛沼の総合的な対策について

- (1) 印旛沼の総合的な対策について、環境、治水両面からの対策として浚渫及び水の流動化を図る導水対策の事業を早急に具体化すること。
- (2) 印旛沼は水と触れ合える場所が少ないことから、親水性を高める事業を実施すること。

## 28 菊田川悪臭対策について

菊田川と支川菊田川の悪臭対策として、河川管理者である県は継続的に浚渫を行うこと。

## 29 印旛放水路（花見川）改修の早期完成について

八千代 1 号幹線は、流域内の雨水排除を目的に昭和 40 年度から千葉市・船橋市・習志野市・八千代市の四市の共同事業として整備された。

都市化の進展に伴い過去に何度か整備手法の見直しを行ってきたが、現在もなお都市化が進展し続けている状況の中、一昨年の台風 26 号では、1 号幹線の計画時間雨量を超える降雨により家屋や車両等に甚大な被害が生じる結果となった。

これまで、貯留施設の設置、既存調整池の拡大等、豪雨を想定した防災対策の強化を図ってきたが、今後もこのような降雨や近年の集中豪雨による浸水被害が十分に想定される。

については、1 号幹線の放流先である印旛放水路（花見川）の河道拡幅の早期完成を図ること。

## 30 河川・海岸の整備について

二級河川加茂川は集中豪雨や台風により氾濫し、床上・床下浸水のほか、河川の増水、護岸の決壊などの被害を受けている。併せて河口部では堆砂が進み河口閉塞

や出水による内水氾濫が起きている。

また鴨川市は、河川管理者の県から3か所の水門管理業務を受託し、点検・水防・管理業務を施行している。水防業務では、操作従事者の安全に配慮して定めた指針に基づき水門の開閉操作を行っているが、作業は常に危険が伴うものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 浸水対策の検討と未整備区間の護岸整備を行うこと。
- (2) 定期的な河床の浚渫を行うとともに、老朽化等の損傷を受けた既存施設の適切な維持管理を図ること。
- (3) 遠隔操作未整備施設の解消や、停電時における閉鎖機能の向上など、水門施設の機能改良を図ること

### 31 二級河川平久里川水系の治水対策について

近年、局地的な集中豪雨が多発しており、平久里川水系の流域では、一部で氾濫の被害も発生している。

現在、平久里川では、部分的な河道拡幅工事が徐々に進められているが、十分とはいえない状況である。

については、水害常習地域を減少させ、家屋浸水や田畑の冠水被害を解消させるため、当該河川整備の早期完成を図ること。

### 32 白里海岸の侵食対策の促進について

大網白里市の白里海岸をはじめ南九十九里浜の海岸侵食対策並びに養浜事業を着実に推進するため、必要な海岸関係予算を確保し、さらなる促進を図ること。

## (都市基盤)

### 33 江戸川第一終末処理場の早期完成について

江戸川左岸流域下水道の受け入れ先である江戸川第一終末処理場（本行徳地先）は、水処理第一系列について平成29年度を目途に整備が進められているが、第二系列以降の整備については見通しがたっていない。

また、市川市が単独公共下水道として着手した菅野処理区は、松戸幹線及び江戸川第一終末処理場（第二系列以降）の供用により流域下水道に編入することとなっているが、終末処理場は供用開始から既に40年が経過し施設の老朽化が著しく、流域下水道への早期編入が不可欠となっている。

については、下水道事業の円滑な推進を図るため、現在、整備が進められている水処理第一系列について、平成29年度に確実に供用するとともに、喫緊の課題を有する菅野処理区が早期に流域編入されるよう、第二系列以降についても早期完成すること。

### 34 千葉県立館山運動公園へのLED夜間照明の設置と駐車場・遊具施設等の充実について

県立館山運動公園は、市民の健康増進のためのみならず、スポーツ観光の一翼を担う施設として利用価値をより高めることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 野球場・多目的運動場・テニスコート（テニスコートについては既に照明有り。）に、LED夜間照明を設置すること。
- (2) 利用状況に応じた駐車場を確保すること。
- (3) 野球場周辺の散策路沿いにある広場の遊具を充実すること。
- (4) 噴水池を活用し、こどもを中心とした市民の娯楽の場としての価値を高めること。

### 35 下水道被害への対応について

- (1) 江戸川左岸流域の関連する市に対し、雨水の浸入対策の指導を強化するとともに江戸川第二終末処理場等の効果的な運転方法や施設の改良等を検討すること。
- (2) 下水道被害の軽減や、松戸市の金ヶ作処理区の流域下水道への編入を行うためにも、現在整備が進められている江戸川第一終末処理場の早期完成を図ること。

### 36 野田・関宿合併に係る県事業の早期実現について

野田市と関宿町は平成15年6月6日に合併し、新野田市として13年目を迎えたが、新市としてふさわしい一体感のあるまちづくり、長期的な視点でこの地域が県際都市として発展を図れるまちづくりを進めていくことが重要な課題となっている。特に、新野田市は、周囲を河川に囲まれていることから、他県・他市へのアクセス道路の整備とともに新市の交流・連携を強化する幹線道路の整備促進を図ることが重要であり、関宿地域は圏央道の五霞インターチェンジから2キロメートル、境古河インターチェンジから5キロメートルの距離に位置し、物流、業務機能等を備えた新しいまちづくりも考えられる。

については、合併重点支援地域指定の際、野田市・関宿町から要望し、県から「最大限の支援」が表明され、その後新市建設計画に位置付けられた県事業について、重点実施による早期実現を図ること。

### 37 運動公園周辺地区における更なる事業推進について

流山市では、つくばエクスプレス沿線5地区で土地区画整理事業が施行され、事業の進捗と共に、道路ネットワークの向上が図られ、自動車交通量が増加しており、交通渋滞の発生や児童、生徒の通学路の整備が課題となっている。

については、県施行の運動公園周辺地区において、地区の骨格となる幹線道路の整備を優先的に進めると共に、事業期間内に確実に完了するよう一段とスピードを高めること。

### 38 県立市野谷の森公園の整備について

県立市野谷の森公園は、貴重な動植物などの自然環境の保全及び自然とのふれあいの場の創出等、快適な都市づくりに資するために平成12年に都市計画決定され、全体面積18.5ヘクタールの内3.7ヘクタールについて事業認可を受け、平成19年度より千葉県施工事業として整備が進められている。

そのような中で、市野谷の森公園の隣接地では、平成27年4月におおたかの森小中学校併設校が開校となり、まちづくりが着実に進行している。

県立市野谷の森公園の整備については、魅力あるまちづくりの一環として、市民からの期待も高まっている。

については、事業施行期間内に完了させるとともに、未着手の部分についても早期に事業認可を取得し、計画的に整備をすること。

### 39 県立八千代広域公園事業（村上側）の早期完成について

県立八千代広域公園は、公園内に八千代市が建設した「八千代市総合グラウンド」及び「八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリー」があり、八千代市における文化・スポーツの中心である。

現在、八千代市総合グラウンドと八千代市立中央図書館・八千代市市民ギャラリーがオープンし、公園の整備については駐車場と園路の一部のみが完成している状況である。

なお、本公園の完成後は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として十分な役割と機能を有し、市街地火災から避難者の生命を保護することができる施設となることから、本市では広域公園を広域避難場所に指定する計画であり、早期に防災体制を整備したいと考えている。

については、現在着工している村上側の公園整備を早期に完成させること。

### 40 新京成線連続立体交差事業の推進について

新京成線は、京成津田沼駅とJR松戸駅を結ぶ延長26.5キロメートルの鉄道であるが、沿線の宅地開発による利用者や交通需要の増加に伴い、踏切遮断による慢性的な交通渋滞や市街地分断など、健全な都市活動の障害となっている。

こうした状況を解消するため、県では鎌ヶ谷大仏駅、くぬぎ山駅間の3,257メートルを高架化する新京成線連続立体交差事業を平成29年度完了に向け施工している。

当該事業により、国道464号2箇所及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線1箇所を含む12箇所の踏切が除却され、踏切による交通渋滞が解消されるとともに、鉄道による地域分断が解消され、まちづくりの醸成に寄与できるものと期待される。

については、当該事業の早期完了を図ること。

# 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 小中学校の統合により新たに生じた経費等への補助について

現在小中学校の再編統合を進めている自治体では、生徒児童の交通手段の確保としてスクールバス等を導入するなど、新たな経費が生じている。

については、小中学校の統合により、教職員に係る人件費は減額になるので、市で新たに生じる経費等に対し補助制度を創設すること。

## 2 スクールカウンセラーの派遣の充実について

学校現場では、不登校や対人関係の悩み、いじめ問題等についての対応のため、スクールカウンセラーの存在は大変大きいものがある。市内各中学校のスクールカウンセラーの相談件数も非常に多く、そのニーズは非常に高い。さらには、市内各小学校からの相談依頼も増えている。

また、いじめ防止対策推進法を受け、各小中学校では、スクールカウンセラーをいじめ防止対策のための組織の一員として迎え入れたいとの要望も強い。

しかし、現在のスクールカウンセラーの勤務は週1日という状況であり、学校現場にとって、相談機能の充実という面からも十分ではない。このことから、スクールカウンセラーの相談機能を充実させることが急務である。

については、学校への派遣日数の増加並びに未配置の公立小学校へ配置すること。

## 3 インクルーシブ教育システム構築のための財政措置について

県教育委員会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」が示され、可能な限り障害のある子もない子も共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育内容の方法の改善や充実を図る等、必要な施策を講じるよう求められている。

各市では、学習活動に参加している実感や達成感をもち、持てる力を最大限に発揮できる環境づくりが、何よりも大切な合理的配慮と考え、幼稚園、小学校、中学校、さらに保育所、学童保育所に、特別支援教育支援員を市費により配置をしている例もある。

については、各小中学校への教員の加配及び特別支援教育支援員配置に係る県とし

ての財政措置を図ること。

# 警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 警察官の増員について

市原市の犯罪認知件数は、ピーク時である平成14年から半数以上減少し、平成26年において総数で3,118件、前年比でマイナス673件、率にして17.8パーセント減少している。

しかし、本市が県中央部に位置し、複数の主要幹線道路が存在するという地理的条件から、強盗・放火などの凶悪犯や、事務所荒し、自動車盗・車上ねらいなどの窃盗犯の件数は県内で上位に位置しており、忍込み、自動車盗など市民生活に密接する犯罪が増加している傾向にある。

犯罪の防止は、本市住民のみならず、近隣住民が強く望むところであり、新たな防犯施策の導入など、本市独自の防犯対策事業を強化しているところである。

については、警察のマンパワーの更なる強化により、住民の安全・安心を実現するため、警察官を増員すること。

## 2 幹部交番の警察署への昇格及び警察体制の強化について

八街市では、減少傾向にあった犯罪発生件数が、平成24年から増加に転じ、平成23年と平成25年の比較では19.4パーセントの増となっている。市では、この危機的状況を受け、市民と一体となり地域の防犯パトロールを推進するとともに、本年4月からは、八街駅周辺に2台の街頭防犯カメラを増設し、計7台の運用を行っている。

また、警察においても、本部からの執行隊支援等、治安対策強化に努めた結果、昨年は対前年比16.9パーセントと大幅な減となっている。

しかしながら、人口1万人当たりの犯罪発生件数は、政令指定都市を除いた県内市でワースト1位となっており、市民からは、更なる警察力の強化が求められている。

については、八街幹部交番の警察署への昇格を図るとともに、犯罪増加地区における新たな警察施設の設置を図ること。

### 3 警察所管施設の適正管理について

横断歩道等の警察本部が所管する規制標識及び規制標示について、経年劣化、摩耗等により視認性が低くなり危険である。

については、横断歩道等の歩行者及び通行する車両の交通安全が保たれるよう、定期的な点検及び必要に応じた補修等への予算措置を行うこと。